

風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会
開催要綱

平成 25 年 4 月 24 日
環境省水・大気環境局

1. 目的

風力発電施設については、騒音等による生活環境への影響を未然に防止するため、設置に当たっては、音源特性や計画地周辺の状況を十分に調査するとともに、環境に及ぼす影響を事前に予測し、その影響をできる限り回避・低減するための適切な評価の実施が求められる。

そこで、風力発電施設の構造や設置場所等の特性を考慮し、発生する騒音等の調査、予測及び評価を適切に行うための手法について検討するため、風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

2. 検討内容

風力発電施設から発生する騒音等の調査、予測、評価の手法の検討

風力発電施設の設置を計画する際に実施すべき騒音等の調査、予測及び評価の手法について検討を行う。

3. 組織等

- (1) 検討会は、学識経験者等のうちから水・大気環境局長が招集する者をもって構成する。
- (2) 検討会に水・大気環境局長が指名する座長を置き、座長は検討会の会務を総理する。
- (3) 検討会の座長に事故があるとき等において座長の職務を代行するため、検討会に座長代行を置き、座長の指名によりこれを定める。なお、検討会において特別な事項を検討する必要がある場合には、必要に応じて学識経験者等、検討事項に関連ある者を出席させることができる。

4. 会議の公開等

- (1) 本検討会は原則として公開とする。会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保する観点から、入室人数の制限その他必要な制限を課することができるものとする。
- (2) 本検討会における配付資料は、会議終了後原則として公開するものとする。ただし、公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれのある資料は「検討会限り」である旨明記し、非公開とすることができるものとする。
- (3) 議事録は、公開するものとする。なお、議事録の作成に当たっては、当該会議出席者の了解を得るものとする。
- (4) 上記(1)及び(3)の規定にかかわらず、特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。

風力発電施設から発生する騒音等の評価手法に関する検討会 名簿

沖山 文敏 環境アセスメント学会理事

落合 博明 一般財団法人小林理学研究所主任研究員

桑野 園子 大阪大学名誉教授

佐藤 敏彦 青山学院大学大学院社会情報学研究科特任教授

橘 秀樹 千葉工業大学附属総合研究所教授

田中 充 法政大学社会学部教授

新美 育文 明治大学法学部専任教授

船場 ひさお フェリス女学院大学音楽学部講師

◎ 町田 信夫 日本大学理工学部教授

矢野 隆 熊本大学大学院自然科学研究科教授

(50音順、敬称略。所属は平成25年4月現在)

(注:「◎」は座長)